

平成 27 年 12 月 11 日

景品表示法に課徴金制度を導入する改正法の施行期日政令及び整備  
政令の閣議決定について

不当景品類及び不当表示防止法に課徴金制度を導入する不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に向け、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が、本日、閣議決定されました。  
これにより、同法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

1 概要

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、平成 26 年 11 月 19 日、第 187 回国会において、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）に不当表示をした事業者に対する課徴金制度を導入する不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が成立し、同月 27 日に公布されました。

「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（別紙 1）及び「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（別紙 2）が、本日、閣議決定されました。

それぞれの政令の概要は以下のとおりです。

2 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日とします。

3 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(1) 概要

本政令は、後記アからウまでのとおり、改正法の施行に伴う関係政令についての所要の改正を行います。

本政令は、改正法の施行期日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行されます。

ア 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令の一部改正

不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度に係る商品又は役務の売上額の算定方法及び返金措置の対象となる一般消費者を特定する要件

等を定めるとともに、題名を「不当景品類及び不当表示防止法施行令」とします。

イ 国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正

景品表示法に基づく課徴金及び延滞金について、国の債権の管理等に関する法律の適用を除外します。

ウ 消費者安全法施行令及び金融庁組織令の一部改正

改正法の施行により景品表示法の条文が一部繰り下げられることに伴い、消費者安全法施行令及び金融庁組織令が引用する景品表示法の条文の番号を繰り下げます。

(2) パブリックコメント手続

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」について、広く一般の御意見を求めるため、平成27年10月19日から11月18日までの間、パブリックコメント手続を行いました。

頂いた御意見（11件）の概要と御意見に対する考え方は、別紙3のとおりです。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

担当者：朝夷、小林、村松

電話：03-3507-8800（代表）

（内線 2060、2116、2131）